

評価コメント票

複数課題プログラム名	放射性廃棄物処分関連分野複数課題プログラム
------------	-----------------------

御芳名	
-----	--

コメント票は下記宛に御提出下さい。

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課
担当：江橋、石橋（電話03-3501-1992）
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
E-mail 本票を送付したメールのアドレスに返信してください

本票にコメント及び評点を記入いただく際の留意事項

1. 本票は評価検討会での説明及び配付資料について、「経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準」（以下「評価項目・評価基準」）に沿って評価コメント及び評点を記入いただくものです。

なお、「評価項目・評価基準」中、「事業」とは、研究開発課題（プロジェクト）を指すものであることにご留意下さい。

①複数課題プログラム全体に対する評価につきましては、1.～6.の「評価項目・評価基準」に関する評価コメント及び7. 総合評価のコメントを作成いただくものです。

②複数課題プログラムを構成する研究開発課題（プロジェクト）に対する評価につきましては、個別の研究開発課題（プロジェクト）ごとに、「評価項目・評価基準」に関し、末尾に示した「評点・判定基準」に従い評点を付けていただくものです。

なお、総合評価のみ、評点に加え、評価コメントの作成もお願いいたします。

③今後の研究開発の方向等に関する提言につきましては、【複数課題プログラム】及び【複数課題プログラムを構成する研究開発課題（プロジェクト）】について提言がある場合に作成をお願いいたします。

2. 評価コメントの記入に際しましては、単に「妥当である。評価できる。」ではなく、妥当である理由、評価できる理由等について、具体的な記述をお願い致します。

3. 評点につきましては、

①各項目ごとに4段階（A(優)、B(良)、C(可)、D(不可)<a, b, c, dも同様>）で評価し

て下さい。

なお、4段階はそれぞれ、A(a)=3点、B(b)=2点、C(c)=1点、D(d)=0点に該当します。

②記入に際しては、「評点・判定基準」を参照し、該当と思われる段階（A, bなど）を明示してください。

③大項目（A, B, C, D）及び小項目（a, b, c, d）は、それぞれ別に評点を付けてください。

④総合評価は評価結果を資源の重点的・効率的配分に適切に活用していくという観点から、各項目の評点を踏まえつつ、プロジェクト全体としての総合点を付けてください。

4. 「目標値」には、技術評価指針により、定量化が困難な場合の定性的目標も認められておりますのでコメントの際はご留意下さい。

複数課題プログラム全体に対する評価

1. 事業アウトカムの妥当性

【評価項目・評価基準】

- (1) 複数課題プログラムの目的を踏まえた事業アウトカム(指標及び目標値)が明確であり妥当であること。
・事業アウトカムが実現した場合の日本経済や国際競争力、問題解決に与える効果が優れていること。
- (2) 事業アウトカム指標及び目標値が明確かつ妥当であること。
・市場規模・シェア、エネルギー・CO₂削減量などの事業アウトカムを計測できる定量的な指標が設定されるとともに、目標値及び達成時期が適切に設定されていること。

【評価委員コメント欄】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

2. 複数課題プログラムの内容及び事業アウトプットの妥当性

【評価項目・評価基準】

- (1) 複数課題プログラムの内容が明確かつ妥当であること。
 - ・研究開発要素が明確であること。
国内外他者において実施されている類似の研究開発や複合する研究開発等の現状が把握されており、本事業によって、技術的優位性（特許取得等）及び経済的優位性（上市・製品化、市場規模・シェア等）を確保できるものであること。
- (2) 事業アウトプット指標及び目標値が明確かつ妥当であること。
- (3) 事業アウトプットの目標値が達成されているとともに、関連する論文発表、特許出願、国際標準の形成、プロトタイプの作成等が実施されていること。
 - ・未達成の場合はその原因や今後の見通しについて適切に説明されていること。

【評価委員コメント欄】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

3. 当省（国）が実施することの必要性

【評価項目・評価基準】

- (1) 次の①から⑤のいずれかを満たすものであるなど、当省（国）において、当該複数課題プログラムを実施することが必要であることが明確であること。
- ①多額の研究開発費、長期にわたる研究開発期間、高い技術的難度等から、民間企業のみでは十分な研究開発が実施されない場合。
- ②環境問題への先進的対応等、民間企業には市場原理に基づく研究開発実施インセンティブが期待できない場合。
- ③標準の策定、データベース整備等のうち社会的性格が強いもの（知的基盤）の形成に資する研究開発の場合。
- ④国の関与による異分野連携、産学官連携等の実現によって、研究開発活動に新たな付加価値をもたらすことが見込まれる場合。
- ⑤その他、科学技術的価値の観点からみた卓越性、先導性を有しているなど、国が主体的役割を果たすべき特段の理由がある場合。

【評価委員コメント欄】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

4. 事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性

【評価項目・評価基準】

(1) 事業アウトカム達成に至るまでのロードマップは、以下の点を踏まえて作成され、必要に応じて改定されていること。

- ・知財管理の取扱
- ・実証や国際標準化
- ・性能や安全性基準の策定
- ・規制緩和等を含む実用化に向けた取組
- ・成果のユーザー

【評価委員コメント欄】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

5. 複数課題プログラムの実施・マネジメント体制等の妥当性

【評価項目・評価基準】

- (1) 複数課題プログラムの実施・マネジメント体制等が、事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、以下の点について明確かつ妥当であること。
- ・研究開発計画
 - ・研究開発実施者の適格性
 - ・研究開発の実施体制（チーム構成、プロジェクトリーダー、連携や競争を図るためのフォームーション等）
 - ・国民との科学・技術対話の実施などのコミュニケーション活動
 - ・資金配分
 - ・社会経済情勢等周囲の状況変化への柔軟な対応
- (2) 事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、知財の取扱についての戦略及びルールが十分検討され、事業アウトカム達成までの間も含め、具体化されていること。
- (3) 事業終了後における、事業アウトカム達成までの間の研究開発の実施・マネジメント体制等が明確かつ妥当であること。（終了時評価時のみ）

【評価委員コメント欄】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

6. 費用対効果の妥当性

【評価項目・評価基準】

国費総額に対して、事業アウトプット及び事業アウトカムが妥当であること。

【評価委員コメント欄】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

7. 総合評価

【評価委員コメント欄】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

今後の研究開発の方向等に関する提言

【評価委員コメント欄】

【複数課題プログラム】

②複数課題プログラムを構成する研究開発課題（プロジェクト）

に対する評価

A 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発（旧：地層処分技術開発）

B 低レベル放射性廃棄物の処分に関する技術開発（旧：管理型処分技術調査）

C 放射性廃棄物共通技術調査

A 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発（旧：地層処分技術開発）

【評点】

※該当する評点（アルファベット）をチェックしてください。（A B C D、a b c dなど）

※23ページから31ページに「評点・判定基準」があります。評点をつけるに当たっては、こちらをご参照ください。

評価項目・評価基準	評点
1. 事業アウトカムの妥当性 (1) 事業の目的を踏まえた事業アウトカムが明確であり妥当であること。 (2) 事業アウトカム指標及び目標値が明確かつ妥当であること。	A B C D a b c d a b c d
2. 研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性 (1) 研究開発内容が明確かつ妥当であること。 (2) 事業アウトプット指標及び目標値が明確かつ妥当であること。 (3) 事業アウトプットの目標値が達成されているとともに、関連する論文発表、特許出願、国際標準の形成、プロトタイプの作成等が実施されていること。	A B C D a b c d a b c d a b c d
3. 当省（国）が実施することの必要性 (1) 次の①から⑤のいずれかを満たすものであるなど、当省（国）において、当該複数課題プログラムを実施することが必要であることが明確であること。 ①多額の研究開発費、長期にわたる研究開発期間、高い技術的難度等から、民間企業のみでは十分な研究開発が実施されない場合。 ②環境問題への先進的対応等、民間企業には市場原理に基づく研究開発実施インセンティブが期待できない場合。 ③標準の策定、データベース整備等のうち社会的性格が強いもの（知的基盤）の形成に資する研究開発の場合。 ④国の関与による異分野連携、産学官連携等の実現によって、研究開発活動に新たな付加価値をもたらすことが見込まれる場合。 ⑤その他、科学技術的価値の観点からみた卓越性、先導性を有しているなど、国が主体的役割を果たすべき特段の理由がある場合。	A B C D a b c d

A 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発（旧：地層処分技術開発）

【評価コメント（総合評価）】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

【総合評価の評点に当たり、考慮した（重要視した）点】

（※本欄に記載頂いたコメントは、総合評価の評点を評価項目1.～6.の評点の傾向と比べたときに、総合評価点が相当程度低い場合又は高い場合に、その理由を評価検討会のコメントとして記載する際の資料といたします。）

【総合評価の評点に当たり、特に重要視した評価項目】（括弧内に○印を付けてください。複数可。）

- （ ） 1. 事業アウトカムの妥当性
- （ ） 2. 研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性
- （ ） 3. 当省（国）が実施することの必要性
- （ ） 4. 事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性
- （ ） 5. 研究開発の実施・マネジメント体制等の妥当性
- （ ） 6. 費用対効果の妥当性

今後の研究開発の方向等に関する提言

【評価委員コメント欄】

【複数課題プログラムを構成する各研究開発課題（プロジェクト）】

B 低レベル放射性廃棄物の処分に関する技術開発（旧：管理型処分技術調査）

【評点】

※該当する評点（アルファベット）をチェックしてください。（**A B C D**、**a b c d**など）

※23ページから31ページに「評点・判定基準」があります。評点をつけるに当たっては、こちらをご参照ください。

評価項目・評価基準	評点
<p>1. 事業アウトカムの妥当性</p> <p>(1) 事業の目的を踏まえた事業アウトカムが明確であり妥当であること。 (2) 事業アウトカム指標及び目標値が明確かつ妥当であること。</p>	A B C D a b c d a b c d
<p>2. 研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性</p> <p>(1) 研究開発内容が明確かつ妥当であること。 (2) 事業アウトプット指標及び目標値が明確かつ妥当であること。 (3) 事業アウトプットの目標値が達成されているとともに、関連する論文発表、特許出願、国際標準の形成、プロトタイプの作成等が実施されていること。</p>	A B C D a b c d a b c d a b c d
<p>3. 当省（国）が実施することの必要性</p> <p>(1) 次の①から⑤のいずれかを満たすものであるなど、当省（国）において、当該複数課題プログラムを実施することが必要であることが明確であること。</p> <p>①多額の研究開発費、長期にわたる研究開発期間、高い技術的難度等から、民間企業のみでは十分な研究開発が実施されない場合。</p> <p>②環境問題への先進的対応等、民間企業には市場原理に基づく研究開発実施インセンティブが期待できない場合。</p> <p>③標準の策定、データベース整備等のうち社会的性格が強いもの（知的基盤）の形成に資する研究開発の場合。</p> <p>④国の関与による異分野連携、産学官連携等の実現によって、研究開発活動に新たな付加価値をもたらすことが見込まれる場合。</p> <p>⑤その他、科学技術的価値の観点からみた卓越性、先導性を有しているなど、国が主体的役割を果たすべき特段の理由がある場合。</p>	A B C D a b c d

B 低レベル放射性廃棄物の処分に関する技術開発（旧：管理型処分技術調査）

【評価コメント（総合評価）】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

【総合評価の評点に当たり、考慮した（重要視した）点】

（※本欄に記載頂いたコメントは、総合評価の評点を評価項目1.～6.の評点の傾向と比べたときに、総合評価点が相当程度低い場合又は高い場合に、その理由を評価検討会のコメントとして記載する際の資料といたします。）

【総合評価の評点に当たり、特に重要視した評価項目】（括弧内に○印を付けてください。複数可。）

- （ ） 1. 事業アウトカムの妥当性
- （ ） 2. 研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性
- （ ） 3. 当省（国）が実施することの必要性
- （ ） 4. 事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性
- （ ） 5. 研究開発の実施・マネジメント体制等の妥当性
- （ ） 6. 費用対効果の妥当性

今後の研究開発の方向等に関する提言

【評価委員コメント欄】

【複数課題プログラムを構成する各研究開発課題（プロジェクト）】

C 放射性廃棄物共通技術調査

【評点】

※該当する評点（アルファベット）をチェックしてください。（A B C D、a b c dなど）

※23ページから31ページに「評点・判定基準」があります。評点をつけるに当たっては、こちらをご参照ください。

評価項目・評価基準	評点
1. 事業アウトカムの妥当性 (1) 事業の目的を踏まえた事業アウトカムが明確であり妥当であること。 (2) 事業アウトカム指標及び目標値が明確かつ妥当であること。	A B C D a b c d a b c d
2. 研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性 (1) 研究開発内容が明確かつ妥当であること。 (2) 事業アウトプット指標及び目標値が明確かつ妥当であること。 (3) 事業アウトプットの目標値が達成されているとともに、関連する論文発表、特許出願、国際標準の形成、プロトタイプの作成等が実施されていること。	A B C D a b c d a b c d a b c d
3. 当省（国）が実施することの必要性 (1) 次の①から⑤のいずれかを満たすものであるなど、当省（国）において、当該複数課題プログラムを実施することが必要であることが明確であること。 ①多額の研究開発費、長期にわたる研究開発期間、高い技術的難度等から、民間企業のみでは十分な研究開発が実施されない場合。 ②環境問題への先進的対応等、民間企業には市場原理に基づく研究開発実施インセンティブが期待できない場合。 ③標準の策定、データベース整備等のうち社会的性格が強いもの（知的基盤）の形成に資する研究開発の場合。 ④国の関与による異分野連携、産学官連携等の実現によって、研究開発活動に新たな付加価値をもたらすことが見込まれる場合。 ⑤その他、科学技術的価値の観点からみた卓越性、先導性を有しているなど、国が主体的役割を果たすべき特段の理由がある場合。	A B C D a b c d

C 放射性廃棄物共通技術調査

【評価コメント（総合評価）】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

【総合評価の評点に当たり、考慮した（重要視した）点】

（※本欄に記載頂いたコメントは、総合評価の評点を評価項目1.～6.の評点の傾向と比べたときに、総合評価点が相当程度低い場合又は高い場合に、その理由を評価検討会のコメントとして記載する際の資料といたします。）

【総合評価の評点に当たり、特に重要視した評価項目】（括弧内に○印を付けてください。複数可。）

- （ ） 1. 事業アウトカムの妥当性
- （ ） 2. 研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性
- （ ） 3. 当省（国）が実施することの必要性
- （ ） 4. 事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性
- （ ） 5. 研究開発の実施・マネジメント体制等の妥当性
- （ ） 6. 費用対効果の妥当性

今後の研究開発の方向等に関する提言

【評価委員コメント欄】

【複数課題プログラムを構成する各研究開発課題（プロジェクト）】

參考資料（評点・判定基準）

評点・判定基準

1. 事業アウトカムの妥当性

A B C D

《判定基準》

極めて妥当→A、妥当→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 事業の目的を踏まえた事業アウトカムが明確であり妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・事業の目的は非常に重要で、事業アウトカムは極めて明確・妥当である。 → a
- ・事業の目的は妥当であり、事業アウトカムは明確・妥当である。 → b
- ・事業の目的は概ね妥当であり、事業アウトカムは概ね明確・妥当である。 → c
- ・事業目的の妥当性はなく、事業アウトカムは不明確で妥当でない。 → d

(2) 事業アウトカム指標及び目標値が明確かつ妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・事業アウトカム指標及び目標値は、極めて明確・妥当である。 → a
- ・事業アウトカム指標及び目標値は、明確・妥当である。 → b
- ・事業アウトカム指標及び目標値は、概ね明確・妥当である。 → c
- ・事業アウトカム指標及び目標値は、不明確で妥当でない。 → d

評点・判定基準

2. 研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性

A B C D

《判定基準》

極めて妥当→A、妥当→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 研究開発内容が明確かつ妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・研究開発内容（要素）が極めて明確・妥当である。 → a
- ・研究開発内容（要素）が明確・妥当である。 → b
- ・研究開発内容（要素）が概ね明確・妥当である。 → c
- ・研究開発内容（要素）が不明確で妥当でない。 → d

(2) 事業アウトプット指標及び目標値が明確かつ妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・事業アウトプット指標及び目標値が極めて明確・妥当である。 → a
- ・事業アウトプット指標及び目標値が明確・妥当である。 → b
- ・事業アウトプット指標及び目標値が概ね明確・妥当である。 → c
- ・事業アウトプット指標及び目標値が不明確で妥当でない。 → d

(3) 事業アウトプットの目標値が達成されているとともに、関連する論文発表、特許出願、国際標準の形成、プロトタイプの作成等が実施されているか。

a b c d

評点・判定基準

《判定基準》

- ・事業アウトプットの目標値を上回って達成され、関連する論文発表、特許出願、国際標準の形成
、プロトタイプの作成等が実施され想定以上の成果が得られた。 → a
- ・事業アウトプットの目標値が達成され、関連する論文発表、特許出願、国際標準の形成、プロト
タイプの作成等が実施され妥当な成果が得られた。 → b
- ・事業アウトプットの目標値が概ね達成され、関連する論文発表、特許出願、国際標準の形成、プロ
トタイプの作成等が実施され概ね妥当な成果が得られた。 → c
- ・事業アウトプットの目標値は達成されず、関連する論文発表、特許出願、国際標準の形成、プロ
トタイプの作成等が実施されず妥当な成果が得られなかった。 → d

【評点】

3. 当省（国）が実施することの必要性

A B C D

《判定基準》

極めて妥当→A、妥当→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

- (1) 当省(国)において、当該研究開発課題（プロジェクト）を実施することが必
要であることが明確か。

a b c d

《判定基準》

- ・極めて明確である。 → a
- ・明確である。 → b
- ・概ね明確である。 → c
- ・明確でない。 → d

評点・判定基準

【評点】

4. 事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性

A B C D

《判定基準》

極めて妥当→A、妥当→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 事業アウトカム達成に至るまでのロードマップは、以下の点を踏まえて作成され、必要に応じて改定されているか。

- ・知財管理の取扱
- ・実証や国際標準化
- ・性能や安全性基準の策定
- ・規制緩和等を含む実用化に向けた取組
- ・成果のユーザー

a b c d

《判定基準》

- ・ロードマップの作成、改定は、極めて適切に実施されている。 → a
- ・ロードマップの作成、改定は、適切に実施されている。 → b
- ・ロードマップの作成、改定は、概ね適切に実施されている。 → c
- ・ロードマップの作成、改定は、適切に実施されていない。 → d

(2) あらかじめ設定されていた事業アウトカムの達成時期における目標値の達成が見込まれているか。(終了時評価時のみ)

a b c d

《判定基準》

評点・判定基準

- ・目標値を上まわって達成される見込みである。 → a
- ・目標値は達成される見込みである。 → b
- ・目標値は概ね達成される見込みである。 → c
- ・目標値は達成される見込みがない。 → d

【評点】

5. 研究開発の実施・マネジメント体制等の妥当性

A B C D

《判定基準》

極めて妥当→A、妥当→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 研究開発の実施・マネジメント体制等が、事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、以下の点について明確かつ妥当か。

a b c d

- ・研究開発計画
- ・研究開発実施者の適格性
- ・研究開発の実施体制（チーム構成、プロジェクトリーダー、連携や競争を図るためのフォーメーション等）
- ・国民との科学・技術対話の実施などのコミュニケーション活動
- ・資金配分
- ・社会経済情勢等周囲の状況変化への柔軟な対応

《判定基準》

- ・研究開発の実施・マネジメント体制等が極めて明確・妥当である。 → a
- ・研究開発の実施・マネジメント体制等が明確・妥当である。 → b
- ・研究開発の実施・マネジメント体制等が概ね明確・妥当である。 → c
- ・研究開発の実施・マネジメント体制等が不明確で妥当でない。 → d

評点・判定基準

- (2) 事業の目的及び事業アウトカムを踏まえ、知財の取扱についての戦略及びルールが十分検討され、事業アウトカム達成までの間も含め、具体化されているか。

a b c d

《判定基準》

- ・ 知財の取扱についての戦略及びルールが十分検討され具体化されており、極めて適切である。
→ a
- ・ 知財の取扱についての戦略及びルールが検討され具体化されており、適切である。
→ b
- ・ 知財の取扱についての戦略及びルールが検討され具体化されており、概ね適切である。
→ c
- ・ 知財の取扱についての戦略及びルールが検討が不十分で具体化されておらず、不適切である。
→ d

- (3) 事業終了後における、事業アウトカム達成までの間の研究開発の実施・マネジメント体制等が明確かつ妥当であること。（終了時評価時のみ）

a b c d

《判定基準》

- ・ 研究開発の実施・マネジメント体制等が極めて明確かつ妥当である。 → a
- ・ 研究開発の実施・マネジメント体制等が明確かつ妥当である。 → b
- ・ 研究開発の実施・マネジメント体制等が概ね明確かつ妥当である。 → c
- ・ 研究開発の実施・マネジメント体制等が不明確かつ妥当でない。 → d

評点・判定基準

【評点】

6. 費用対効果の妥当性

A B C D

《判定基準》

極めて妥当→A、妥当→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1)国費総額に対して、事業アウトプット及び事業アウトカムが妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・投入された資源量に対し、極めて大きな効果が得られる見込みがあり、極めて妥当である。 → a
- ・投入された資源量に対し、大きな効果が得られる見込みがあり、妥当である。 → b
- ・投入された資源量に対し、概ね相当する効果が得られる見込みがあり、概ね妥当である。 → c
- ・投入された資源量を上回る効果が得られる見込みがなく、妥当でない。 → d

評点・判定基準

7. 総合評価

【評点】

- ・総合評価

A B C D

《判定基準》

<中間評価の場合>

- ・事業は優れており、より積極的に推進すべきである。 →A
- ・事業は良好であり、継続すべきである。 →B
- ・事業は継続して良いが、大幅に見直す必要がある。 →C
- ・事業を中止することが望ましい。 →D

<終了時評価の場合>

- ・実施された事業は、優れていた →A
- ・実施された事業は、良かった。 →B
- ・実施された事業は、不十分なところがあった。 →C
- ・実施された事業は、極めて不十分なところがあった。 →D